

広島県建築士会三原支部規定

第1章 総 則

(名 称)

第1条 支部は、社団法人広島県建築士会三原支部（以下支部という）という。

(目 的)

第2条 支部は社団法人広島県建築士会定款（以下定款という）に規定する目的ならびに、事業を行なう。

(事務所)

第3条 支部は三原市港町3丁目19－1三原市建設会館内に置く。

(支部の区域)

第4条 支部の区域は次の区域とする。三原市及び尾道市（瀬戸田町）、世羅郡。

第2章 役 員

(役 員)

第5条 支部に次の役員を置く。

- 支部長 1名
- 副支部長 3名(内1名青年部長)
- 幹事 25名（常任幹事は若干名，その内会計1名）
- 監査 2名
- 顧問および相談役 若干名

(幹事常任幹事の選任)

第6条 幹事は支部所属の会員中から選出し、常任幹事は幹事の互選によって定める。

(支部長、副支部長の選任)

第7条 支部長は支部に所属する本会理事の中から、副支部長は常任幹事の中から役員会において選任する。

(顧問および相談役の選任)

第8条の1 顧問および相談役は役員会の推せんにておくことができる。

(顧問および相談役の任期)

第8条の2 顧問および相談役の任期は2年とし、役員就任のときはその位置に退くものとする。

(支部長、副支部長の職務)

第9条 支部長は、支部を代表して会務を掌理し、総会ならびに役員会の議長となる。

支部長事故あるときは副支部長が、その職務を代理する。

(幹事・常任幹事の職務)

第10条 幹事は役員会において、会務を決議し、常任幹事は支部長を補佐して、会務を処理する。

(監査の職務)

第11条 監査は、支部所属の会計業務を監理する。

(顧問の職務)

第12条 顧問は会務の重要事項について、支部長の諮問に応じ、かつ各種の会合に出席して意見を述べることができる。

(相談役の職務)

第13条 相談役は会務について役員会の諮問に応じ、かつ各種の会合に出席して意見を述べることができる。

(役員の任期)

第14条 役員の任期は2年とする。

(役員の補欠就任)

第15条 役員の欠員が生じる場合は、役員会にて推せんもできる。又、職務の遂行に支障のないときは、次期改選まで、その補欠就任を延期することもできる。

(補欠就任者の任期)

第16条 補欠により就任した役員の任期は前任者の残存期間とする。

(後任就任までの役員の任期)

第17条 役員の任期満了後も、後任者の就任まで、引続き職務を行なう。

(役員組織)

第18条 役員会は支部に所属する役員をもって組織する。

(役員招集および決議方法)

第19条 役員会に招集するには、会議日5日前に、各役員に対し、その議決しようとする事項、会議の日時場所を指定して通知をする。又、決議については、役員の過半数が出席し、その出席役員の過半数をもって決める。可否同数の場合のときは、議長がこれを決する。

(役員会の議決事項)

第20条 役員会で決議する事項は次のとおりとする。

- 総会に提出する予算、決算等諸般に対する報告、又は総会に提出する議案の査定
- その他支部運営上必要な事項

第3章 会 議

(総 会)

第21条 定時総会は毎年1回、会計年度終了後3ヶ月以内に支部長が招集して開く。

2. 臨時総会は、幹事会が必要と認めたととき、又は会員の5分の1以上から請求があったとき支部長が招集して開く。

(総会の通知)

第22条 総会の招集には、7日以前にその会議の日時、場所および付議事項を示し、会員に通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第23条 総会はこの規定で別に定める事項のほか、次の事項を決議または承認する。

- 役員の改選
- 支部規定の変更
- 事業計画および収支予算の承認
- 事項報告、収支決算および財産目録の承認
- その他役員会で必要と認めた事項

(総会の議決)

第24条 総会は会員の5分の1以上の出席によって成立する。

2. 総会の議事は出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決める。

3. 支部の規定を変更するには、出席会員の4分の3以上の同意を必要とする。

(総会の議決権)

第25条 会員それぞれ1個の議決権を有する。

2. 議決権の行使は他の出席会員に委任することができる。

3. 前項による委任は出席とみなす。

(議 事 録)

第26条 総会の議事は議事録にこれを記録し、議長及び議長指名の出席会員2名がこれに署名、捺印する。

第4章 会 計

(経費および経理)

第27条 支部の経費は支部会費、賛助会費、本部からの支部交付金、支部基金、寄付金または事業から生ずる収入で支弁する。

2. 寄附金を受けるときは、役員会の承認を要する。

(収支決算)

第28条 収支決算および財産目録は毎年会計年度終了後2ヶ月以内に監査をうけ、その意見に付して総会の承認を受けるものとする。

(会計年度)

第29条 本支部の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第5章 雑 則

(規定の疑義)

第30条 支部規定において、疑義するときは本会の定款および規則の定めるところによる。

第31条 支部規定に別段の定めのないときは、本会の定款および規則の定めるところによる。

(支部内規の設定)

第32条 この規定の施行に必要な支部内規は支部役員会の議を経て支部長が別に定める。

支 部 内 規

(目 的)

第1条 当支部は本会の目的達成の為、内規を設け各種事業の円滑な運営を図る。

2. 支部内事項の審議は支部役員会において行う事とする。

(賛助会員)

第2条 建築関連企業者で本会の目的に賛同し、当支部の事業を賛助する者を賛助会員とし、賛助会を組織する。

附 則

この規定は平成17年5月14日より施行する。